

委第6号議案

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年11月30日

提出者 議会運営委員長 黒田 健祐

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「同意」を「許可」に改める。

第18条の3中「許可」を「承諾」に改める。

第25条中「承認」を「許可」に改める。

第28条第1項ただし書中「の同意があった」を「が許可した」に改める。

第31条中「又は議会運営委員会」を削り、同条に次の1項を加える。

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をするときは、前項の規定を準用する。

第32条中「許可」を「承認」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

文言の整理を行うため、所要の改正を行うものである。

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条（略）</p> <p>（常任委員会の名称、委員の定数、所管及び委員の所属並びに議会運営委員会の委員の定数）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 議員は、前項第1号から第4号までに掲げる常任委員会のうち、少なくとも1の常任委員会の委員となるものとする。ただし、議長は、議会の<u>許可</u>を得て当該常任委員会の委員を辞任することができる。</p> <p>3（略）</p> <p>第3条—第18条の2（略）</p> <p>（参加の特例）</p> <p>第18条の3 委員は、公務、災害、負傷、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため委員会の開会場所へ参集することが困難であると認められる場合において、オンライン会議システムにより会議に参加することを希望するときは、第51条第1項の規定により秘密会を開催する場合を除き、委員長の<u>承諾</u>を得て、オンライン会議システムにより会議に参加することができる。</p> <p>2 委員長は、前項の<u>承諾</u>をするときは、当該<u>承諾</u>を求める委員の意見を聴いて、当該会議に必要な装置が設置された場所であって委員長が相当と認める場所を指定して行うものとする。</p> <p>第18条の4—第24条（略）</p> <p>（動議の撤回）</p> <p>第25条 提出委員が会議の議題となった動議を撤回するときは、委員会の<u>許可</u>を</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（常任委員会の名称、委員の定数、所管及び委員の所属並びに議会運営委員会の委員の定数）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 議員は、前項第1号から第4号までに掲げる常任委員会のうち、少なくとも1の常任委員会の委員となるものとする。ただし、議長は、議会の<u>同意</u>を得て当該常任委員会の委員を辞任することができる。</p> <p>3（略）</p> <p>第3条—第18条の2（略）</p> <p>（参加の特例）</p> <p>第18条の3 委員は、公務、災害、負傷、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため委員会の開会場所へ参集することが困難であると認められる場合において、オンライン会議システムにより会議に参加することを希望するときは、第51条第1項の規定により秘密会を開催する場合を除き、委員長の<u>許可</u>を得て、オンライン会議システムにより会議に参加することができる。</p> <p>2 委員長は、前項の<u>許可</u>をするときは、当該<u>許可</u>を求める委員の意見を聴いて、当該会議に必要な装置が設置された場所であって委員長が相当と認める場所を指定して行うものとする。</p> <p>第18条の4—第24条（略）</p> <p>（動議の撤回）</p> <p>第25条 提出委員が会議の議題となった動議を撤回するときは、委員会の<u>承認</u>を</p>

要する。

第26条—第27条 (略)

(委員長、副委員長又は委員の除斥)

第28条 委員長、副委員長又は委員(次項において「委員長等」という。)は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参加することができない。ただし、委員会が許可したときは、会議に出席し、発言することができる。

2 (略)

第29条・第30条 (略)

(所管事務等の調査)

第31条 常任委員会_____は、その所管に属する事務について調査するときは、あらかじめその事項、目的、方法及び期間等を議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が法第109条第3項に規定する調査をするときは、前項の規定を準用する。

(委員の派遣)

第32条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣するときは、あらかじめ日時、場所、目的、経費その他の必要事項を記載した委員派遣承認要求書を議長に提出し、承認を得なければならない。

第33条 (以下略)

要する。

第26条—第27条 (略)

(委員長、副委員長又は委員の除斥)

第28条 委員長、副委員長又は委員(次項において「委員長等」という。)は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参加することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

2 (略)

第29条・第30条 (略)

(所管事務等の調査)

第31条 常任委員会又は議会運営委員会は、その所管に属する事務について調査するときは、あらかじめその事項、目的、方法及び期間等を議長に通知しなければならない。

(委員の派遣)

第32条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣するときは、あらかじめ日時、場所、目的、経費その他の必要事項を記載した委員派遣承認要求書を議長に提出し、許可を得なければならない。

第33条 (以下略)